

平成26年4月から
指定外就学の基準を拡大します

東淀川区では、2月に区内の全小・中学校、幼稚園、保育所・保育園などを通じて、「就学制度改善についてのアンケート」を実施しました(配付数:約2万枚)。
区民の皆さんからいただいたご意見をもとに、平成26年4月から指定外就学の基準を拡大します。

拡大する内容

①東淀川区独自に、「通学距離」・「部活動」の2項目を基準に追加します。

②全市共通で、現行の基準(7項目)が一部改正され、5項目の基準が追加されます。

①東淀川区独自で追加する基準

通学距離	通学区域の学校よりも自宅からの通学距離が短い学校への就学
部活動	就学すべき中学校に今まで活動してきた部活動がない場合 ※中学校の新入学・転入者に限る。

②全市共通(改正基準および追加基準)

現行基準	- 一定期間内に新築などで転居が確実で、あらかじめ転居先の学校へ就学する - 建替などの一時的な転居で、現在の学校へ引き続き就学する - 学年途中の転居で、転居後も学年末まで現在の学校へ就学する - 保護者の就労などによる留守家庭児童(小学生)が保護者の勤務地の通学区域の小学校または、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学する - 市外の児童・生徒が、大阪市立の小学校または中学校の院内学級に入級する - 通学区域外で、大阪市が指定する小学校または中学校の特別支援学級に就学する
改正基準	改正前 - いじめなどにより、心身の安全が脅かされるような悩みを持つ児童・生徒の転校について、学校長が教育委員会と協議をする必要があると判断したとき 改正後 - いじめなどにより、心身の安全が脅かされるような悩みを持つ児童・生徒およびその保護者が転校を希望するとき
追加基準	- 長期の通院加療など、心身のおよび家庭的な事情により、特に教育的配慮が必要なとき - 兄や姉が指定外就学により、通学区域外の学校への就学が許可されており、弟や妹も同じ学校へ就学を希望するとき - 指定外就学により、進学中学が異なる小学校に就学した場合で、その小学校の進学中学への就学を希望するとき - 通学区域の学校への児童・生徒の通学の安全確保に著しい支障があり、特に配慮を要するとき - その他、特に教育的配慮が必要なとき

就学制度改善についてのアンケート結果(抜粋)

指定外就学について

通学区域の学校よりも自宅からの通学距離が短い学校への就学

学校選択制について

就学すべき中学校に今まで活動してきた部活動(スポーツ・音楽など)がない場合(中学校の新入学、転入者に限る)

指定外就学の基準のすべての項目の導入に加えて、そのうえでさらに学校選択制も導入することについてどのように考えますか。

小学校

中学校

※割合の合計は四捨五入の関係で、必ずしも100%になりません。

★アンケート結果の詳細は、区ホームページをご覧ください。

広告掲載枠